

## 感染性廃棄物処理委託仕様書

(収集・運搬業務)

### 1 業務の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、神奈川県立がんセンターの排出する感染性廃棄物の収集・運搬を適正に履行することを目的とする。

### 2 履行場所

神奈川県立がんセンター

### 3 履行期間

2023年4月1日から2024年3月31日まで

### 4 業務内容（収集運搬業務）

4-1. 本契約の対象となる廃棄物の種類は、特別管理産業廃棄物のうち感染性産業廃棄物、及び特別管理一般廃棄物のうち感染性一般廃棄物とする。

4-2. 収集・運搬とは病院敷地内の専用廃棄物保管所（1ヵ所）からの収集及び中間処理施設または最終処分施設までの運搬であり、病院内各廃棄物1次保管場所からの廃棄物保管所への運搬は当業務に含まれない。

4-3. 収集・運搬は原則として平日週に3日以上、午前8時30分から午後5時15分の間に行うものとする。受注者は収集時に廃棄物保管所に保管するすべての廃棄物を回収しきれなかった場合は都度、発注者へ収集しきれなかった廃棄物が廃棄物保管所に残っている旨を報告すること。

4-4. 収集・運搬には菌の増殖を防ぐため専用の冷蔵室貨物車を用いること。

4-5. 収集・運搬の業務範囲には4-2.に記載する業務に加え、収集容器及び収集容器の架台、バイオハザードシールの提供を含み、これらの費用は収集・運搬の業務の単価に含めるものとする。

4-6. 収集用容器はバイオハザードマークの印のある密閉式容器2種類と橙色ダンボール箱の計3種類を発注者の需要量を確認し週1回以上の頻度で配付すること。密閉式容器のバイオハザードマークの色は内容物により赤・黄・橙色の区分けを行うため、数量は委託者と調整を行なうこと。ダンボール箱については対応する大きさのビニール袋及びバイオハザードマークと併せて配布すること。

4-7. 契約開始時に発注者と協議の上、密閉式容器専用架台150個程度及びダンボール箱専用架台50個程度を準備すること。また、契約期間中は発注者からの要請を受け、随時必要数を準備すること。

### 5 業務を行う上での注意事項

5-1. 本仕様の全工程を通じて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守

すること。

5-2. 収集容器は一回限りの使用とし、廃棄物を収納したまま処分を行うこと。

5-3. 本契約に基づき排出される廃棄物は電子マニフェストにより管理するものとする。

## 6 排出予定数量

7のア 220,000リットル

7のイ 700,000リットル

7のウ 2,000,000リットル

## 7 使用容器の形状

収集用容器は次の形状のものとする

	種類と容量の指定	用途
ア	プラスチック製でフットペダルが装着可能なもの。鋭利なものが貫通せず、蓋は横倒しによる水漏れを防ぐためのゴムパッキンを装着し密閉できるもの。 20リットル前後（17～25リットル迄可）	針、針のついた材料、メス、そのほか鋭利なもの用 浸出可能性のあるもの （赤色・黄色・橙色）
イ	プラスチック製でフットペダルが装着可能なもの。鋭利なものが貫通せず、蓋は横倒しによる水漏れを防ぐためのゴムパッキンを装着し密閉できるもの。 45リットル前後（40～55リットル迄可）	同 上
ウ	ダンボール箱又はプラスチック製容器でフットペダルが装着できるボックスタイプのもの。 60リットル前後（40～65リットル迄可）	上記の性状を有しないもの およびおむつ類 （橙色）

## 8 請求条件

8-1. 請求金額は当該月に処理した廃棄物の数量（リットル）に処理単価をかけることで算出される金額に基づき行う。

8-2. 請求の際には病院棟及び重粒子線治療棟から排出された廃棄物をそれぞれの内訳金額が把握可能な形式のものを用いること。

## 9 その他

9-1. 業務の請負に際して、受注者は発注者に以下の書類の原本を提出しなければならない。なお、これらの書類の写しは契約書の一環をなすものとして、契約書に添付する。また、契約期間中にこれらの事項について変更がある場合、受注者は発注者に対し、当該変更のあった書類を提出するものとする。

- ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証
- ・ 感染性廃棄物の最終処分までの業者名・所在地を記した書類

・収集運搬業者と処分業者が別々の場合は、その関係を証明できる書面

9-2. 受注者は本仕様書の契約が終了した後であっても、発注者が他社に本仕様の内容と同等の業務内容を委託する際、発注者が標準作業書（マニュアル）を作成することに協力しなければならない。

9-3. この仕様書に定めのない事項であっても、受注者は感染性廃棄物処理業務上当然行うべき事項については随時発注者と連絡を取り、実施にあたり不明な点等について疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。